特定建設工事共同企業体協定書「甲型」（案）

（目　　的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 鳴門市発注に係る鳴門市新庁舎整備事業（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「本事業」という。）の請負。

(2) 前号に付帯する事業

（名　　称）

第２条　企業体は、〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　　　（以下「企業体」という。）とする。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、本事業の請負契約の履行後　箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２　本事業を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該本事業に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

代表者

住所

商号又は名称

代表者

住所

商号又は名称

代表者

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、〔　　　　　　　　　　　　　　　　　〕を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、本事業の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該本事業について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本事業の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、本事業の請負契約の履行及び下請契約その他の本事業の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当共同企業体の取引金融機関は、〔　　　　　　　　　〕とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口口座によって取引するものとする。

（決　　　算）

第12条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（工事途中における構成員の脱退に関する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本事業を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本事業を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第17条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用する。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第18条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第19条　代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第20条　当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〔　　　　　　　　　　〕外〔　〕社は、上記のとおり、〔　　　　　　　　　　　　　　〕共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〔　〕通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するとともに、鳴門市へ申請書類として１通提出するものとする。

　　　　年　　月　　日

印

印

印

# 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」（案）

（目的）

第１条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一 鳴門市発注に係る鳴門市新庁舎整備事業（設計業務、施工業務及び監理業務並びに当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「本事業」という。）の請負

二 前号に附帯する事業

（名称）

第２条 当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。） と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当企業体は、昭和 年 月 日に成立し、本事業の請負契約の履行後○ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 本事業を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該本事業に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○設計株式会社

（代表者の名称）

第６条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は、本事業の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもつて請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第８条 各構成員の本事業の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○建築工事 ○○建設株式会社

○○実施設計・施工監理 ○○設計株式会社

２ 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、本事業の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２ 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３ 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４ 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当企業体が本事業を完成する日までは脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

２ 前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後のかし担保責任）

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○実施設計・施工監理 ○○設計株式会社

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

○○建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

○○設計株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

# 特定建設工事共同企業体協定書第８条に基づく協定書

○○発注に係る下記工事については、○○特定建設工事共同企業体協定書第８条の規定により、当企業体構成員が分担する本事業の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

○○建築工事 ○○建設株式会社 ○○円

○○実施設計・施工監理 ○○設計株式会社 ○○円

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

○○特定建設工事共同企業体

代表者 ○○建設株式会社 代表取締役 ○○○○

○○設計株式会社 代表取締役 ○○○○

＊）この「特定建設工事共同企業体協定書第８条に基づく協定書」は、仮契約締結前に提出すること。